



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

平成 24 年 7 月 25 日公表

《問合せ先》愛媛県企画振興部管理局統計課 生活統計係
TEL 089-912-2267 (ダイヤルイン)

愛媛県の毎月勤労統計調査地方調査月報 (平成 24 年 5 月)

この調査結果の数値は、調査対象事業所からの報告をもとに、愛媛県内の規模 5 人以上の全事業所に対応するように推計したものです。

平成 22 年 1 月分調査から、平成 19 年 11 月に改定された日本標準産業分類に基づき集計結果を公表しています。

規模 5 人以上

1 賃金の動き

県内の 5 月の 1 人平均現金給与総額(調査産業計)は 232,909 円で、名目賃金の前年同月比は 2.5%増加し、実質賃金は 1.8%増加しています。

また、きまって支給する給与(調査産業計)は 228,218 円で、名目賃金の前月比は 1.0%減少し、前年同月比は 1.1%増加しています。

2 労働時間数の動き

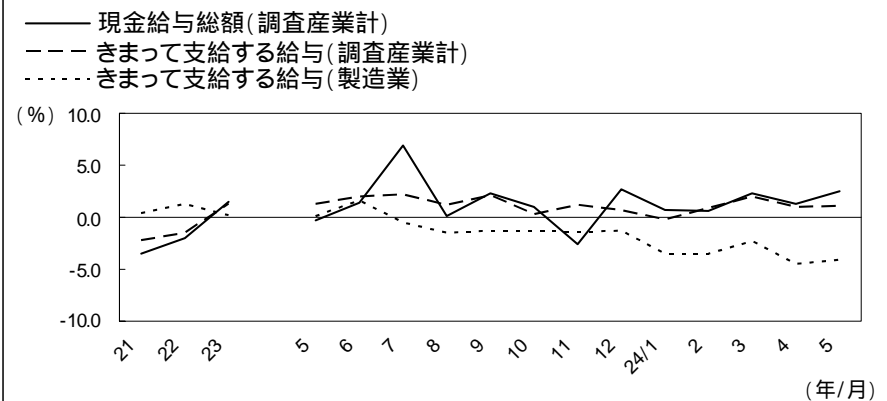
県内の 5 月の常用労働者 1 人平均総実労働時間(調査産業計)は 150.3 時間で、前月比は 3.9%減少し、前年同月比は 2.0%増加しています。

このうち、所定外労働時間数は 8.9 時間で、前月比は 10.1%減少し、前年同月比も 9.9%減少しています。

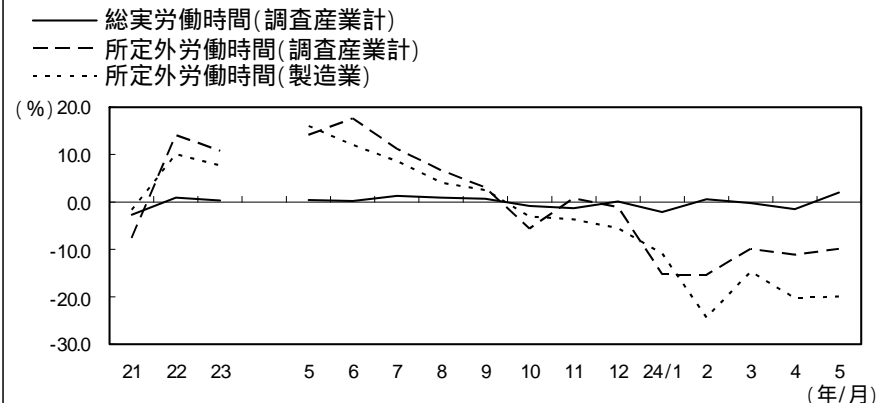
3 雇用の動き

県内の 5 月末の常用労働者数(調査産業計)は 438,543 人で、前月比は 1.0%増加し、前年同月比も 0.2%増加しています。

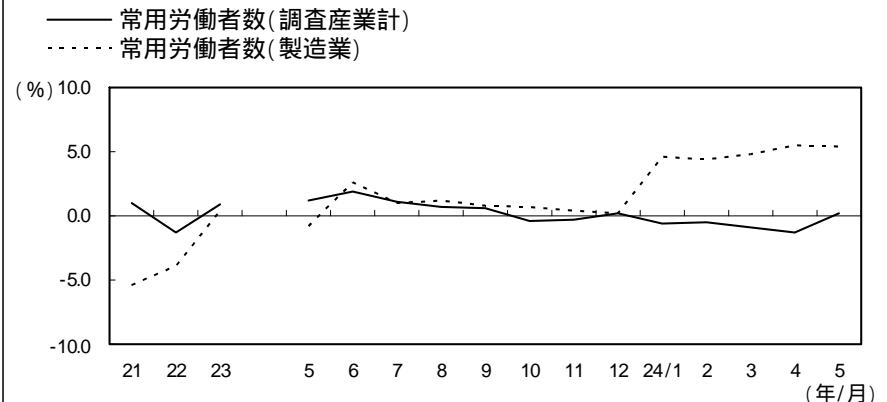
名目賃金指数の前年比・前年同月比の推移



労働時間指数の前年比・前年同月比の推移



常用雇用指数の前年比・前年同月比の推移



平成24年5月分調査結果

(1) 常用労働者の一人平均月間現金給与額

(規模5人以上, 平成24年5月)

産業	現金給与と総額					きまって支給する給与			所定内給与		特別給与	
	金額	名目賃金指数		実質賃金指数	金額	名目賃金指数		金額	名目賃金指数	金額	前年同月差	
		前月比	前年同月比			前月比	前年同月比					
TL 調査産業計	232,909	0.7	2.5	1.8	228,218	1.0	1.1	214,350	1.5	4,691	2,716	
D 建設業	298,343	2.2	7.1	6.5	288,289	5.3	6.8	264,169	2.4	10,054	1,790	
E 製造業	250,829	0.4	2.7	3.3	246,455	1.8	4.1	224,749	1.2	4,374	3,645	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	448,542	4.0	1.4	0.8	444,598	3.3	1.1	382,383	3.9	3,944	1,642	
G 情報通信業	356,622	5.9	6.1	6.7	331,623	0.6	12.3	314,109	9.8	24,999	23,303	
H 運輸業, 郵便業	239,129	3.4	5.5	4.8	239,075	3.4	5.7	217,292	11.0	54	169	
I 卸売業, 小売業	190,992	4.9	5.5	6.1	184,942	2.4	6.7	176,995	7.0	6,050	2,044	
J 金融業, 保険業	282,539	4.4	0.0	0.6	281,745	2.8	0.2	268,205	0.9	794	168	
K 不動産業, 物品賃貸業	259,647	0.7	41.5	40.6	259,647	0.7	41.4	256,624	42.6	0	0	
L 学術研究, 専門・技術サービス業	300,553	0.8	13.6	13.0	300,553	0.8	13.6	280,006	13.5	0	0	
M 宿泊業, 飲食サービス業	117,283	3.4	7.0	6.4	117,280	0.6	6.9	113,217	6.5	3	24	
N 生活関連サービス業, 娯楽業	163,595	1.4	11.1	11.7	163,595	1.4	11.1	160,278	9.0	0	0	
O 教育, 学習支援業	333,368	2.2	17.3	16.6	333,246	1.5	17.3	328,737	18.3	122	122	
P 医療, 福祉	231,398	1.4	3.4	2.7	230,744	2.8	3.4	219,484	2.2	654	101	
Q 複合サービス事業	272,038	14.1	12.4	11.8	241,115	2.2	4.5	238,306	6.1	30,923	18,961	
R サービス業(他に分類されないもの)	189,240	8.3	9.0	8.4	171,001	0.3	1.6	156,611	3.1	18,239	18,239	

(2) 常用労働者の一人平均月間出勤日数及び実労働時間数

(規模5人以上, 平成24年5月)

産業	総実労働時間数			所定内労働時間数			所定外労働時間数			出勤日数	
	時間	指数		時間	指数		時間	指数		日数	前月差
		前月比	前年同月比		前月比	前年同月比		前月比	前年同月比		
TL 調査産業計	150.3	3.9	2.0	141.4	3.4	2.8	8.9	10.1	9.9	19.8	0.8
D 建設業	172.1	7.5	7.9	157.9	4.7	5.8	14.2	29.7	54.2	21.4	1.3
E 製造業	156.4	8.3	0.0	144.7	8.5	2.3	11.7	6.4	19.9	19.4	1.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業	161.8	0.2	4.0	146.1	1.0	7.2	15.7	6.0	16.3	19.2	0.3
G 情報通信業	159.4	3.0	6.0	152.6	3.2	8.1	6.8	1.4	22.4	20.1	0.9
H 運輸業, 郵便業	182.8	4.6	7.8	165.0	3.4	11.6	17.8	15.7	18.7	21.1	1.0
I 卸売業, 小売業	137.5	2.4	8.1	132.0	1.9	6.7	5.5	15.4	36.0	19.9	0.4
J 金融業, 保険業	147.6	0.8	5.4	140.7	0.5	5.5	6.9	6.2	1.6	19.5	0.3
K 不動産業, 物品賃貸業	177.6	2.2	23.6	165.2	0.3	18.1	12.4	22.0	318.2	21.5	0.0
L 学術研究, 専門・技術サービス業	164.7	12.0	5.8	150.3	11.9	4.2	14.4	13.3	26.1	19.7	2.5
M 宿泊業, 飲食サービス業	124.4	0.5	7.0	119.2	1.0	7.5	5.2	8.8	1.5	19.4	0.0
N 生活関連サービス業, 娯楽業	145.5	2.6	7.7	142.9	2.8	6.4	2.6	13.1	44.9	20.6	0.6
O 教育, 学習支援業	151.7	3.6	9.6	138.0	3.7	7.1	13.7	4.2	54.5	18.7	0.5
P 医療, 福祉	145.0	1.8	6.3	140.4	2.0	6.3	4.6	7.0	2.4	19.2	0.4
Q 複合サービス事業	153.8	0.8	0.6	151.2	0.3	0.9	2.6	44.4	4.7	20.3	0.1
R サービス業(他に分類されないもの)	142.3	0.2	0.6	132.2	0.0	0.8	10.1	3.1	18.6	20.1	0.0

(3) 常用労働者数及び労働異動率

(規模5人以上, 平成24年5月)

産業	本月末常用労働者			パートタイム労働者		入職率	離職率
	人数	指数		比率	前年同月差		
		前月比	前年同月比				
TL 調査産業計	438,543	1.0	0.2	25.1	2.7	2.81	1.75
D 建設業	29,012	1.6	1.1	3.1	1.4	2.46	0.80
E 製造業	82,602	0.2	5.4	14.4	1.1	1.34	1.57
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3,183	0.0	5.8	0.0	8.9	0.00	0.00
G 情報通信業	5,977	0.3	0.8	6.5	4.9	0.75	1.07
H 運輸業, 郵便業	32,644	0.3	2.8	10.4	2.9	1.00	1.30
I 卸売業, 小売業	79,740	0.2	1.7	41.6	5.5	2.25	2.01
J 金融業, 保険業	13,893	0.0	0.0	10.0	0.4	1.86	1.86
K 不動産業, 物品賃貸業	2,917	0.0	1.7	20.3	28.3	1.47	1.47
L 学術研究, 専門・技術サービス業	8,284	2.0	4.9	8.9	3.4	2.82	0.81
M 宿泊業, 飲食サービス業	31,076	2.2	2.1	73.9	1.3	5.52	3.41
N 生活関連サービス業, 娯楽業	12,787	3.1	2.9	34.7	6.3	5.49	2.25
O 教育, 学習支援業	25,504	8.5	3.3	20.3	1.5	9.55	1.01
P 医療, 福祉	77,898	1.2	0.2	20.7	15.7	3.31	2.13
Q 複合サービス事業	6,606	0.5	1.6	15.4	6.6	0.78	0.30
R サービス業(他に分類されないもの)	26,420	0.3	3.7	30.4	9.7	1.80	1.56

注1)「きまって支給する給与」(定期給与)とは、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当等を含みます。
 注2)前月比及び前年同月比は、平成22年を100として作成した指数を用いて算出しています。
 注3)実質賃金指数は、平成22年を100として作成された消費者物価指数を用いて算出しています。
 注4)「C鉱業, 採石業, 砂利採取業」については、県内事業所数僅少のため公表をさしひかえています。